



確かな学力の向上をめざして【2月】

■切れ目ない支援のために ～個別の教育支援計画について～

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月告示）の総則に、初めて「個別の教育支援計画」に関する内容が加わりました。

小学校学習指導要領 第1章総則

第4 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導（1）工

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、**特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、**個々の児童の実態を的確に把握し、**個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、**効果的に活用するものとする。

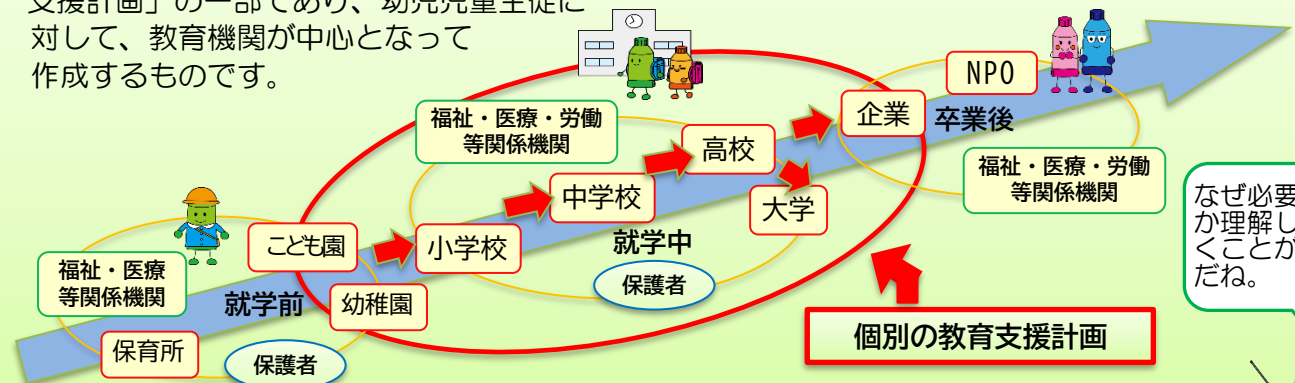
*中学校は「児童」の表記が「生徒」で同文

通級による指導を受ける児童生徒は、必ず作成することになったね。



「個別の教育支援計画」とは？

個別の教育支援計画は、障がいのある子どもの**一生涯にわたる支援**を目指して作成する「個別の支援計画」の一部であり、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものです。



* 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所資料をもとに作成

なぜ必要なのか理解しておくことが大切だね。



「個別の教育支援計画」の情報はどうなことに役立つの？

教職員がつながる

子どもを理解し、支援を充実させることができます。

関係機関とつながる

関係機関とつながる橋渡しになります。

<横のつながり>

「安心」につながる

進学先・就職先での子どもの「安心」につながります。

<縦のつながり>

Point

個別の教育支援計画は、在学中の「横のつながり」と、進学等に伴う「縦のつながり」を構築するものです。充実した支援のためには、定期的な見直しと、記録を残すことが大切です。「個別の教育支援計画」を、切れ目なく引き継ぐことが、子どもの将来の可能性を広げます。

確実に引き継ぐことが大切だね！

